

要介護者等からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び
経験を有する者に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第75条第1項第3号又は第94条第1項第3号に定める要介護者等からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者（以下「認定住宅改修専門家」という。）の資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 認定住宅改修専門家は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団が実施する障害者福祉センター障害者等住宅改造相談事業実施要綱第3条に定める相談員
- (2) 理学療法士
- (3) 作業療法士
- (4) 福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有する者
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の39第1項に規定する地域包括支援センターに勤務する社会福祉士及び保健師

(資格の確認等)

第3条 区長は、認定住宅改修専門家によって規則第75条第1項第3号又は第94条第1項第3号に定める住宅改修について必要と認められる理由が記載されているものの作成に係る業務（以下「住宅改修支援業務」という。）が行われた場合は、介護保険法第45条に定める介護予防住宅改修費又は同法第57条に定める居宅支援住宅改修費の支給に際して、当該住宅改修専門家の資格を証する書類によって確認するものとする。

2 認定住宅改修専門家は、住宅改修支援業務を提供した際に、その利用者から当該住宅改修支援業務に要した費用として利用料を徴収してはならない。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。